

令和元年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和元年8月22日

四條畷市健康福祉部保険年金課



## 四條畷市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和元年8月22日（木曜日） 午後2時00分
- 1 場 所 市役所 本館3階 委員会室
- 1 案 件 (1) 会長及び副会長の選出について  
(2) 平成30年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込について  
(3) その他
- 1 出席者 会長 小寺 勝 副会長 島 弘一  
委員 吉田 涼子 委員 加藤 時正  
委員 佐倉 公子 委員 野中 憲一  
委員 上田 とよ子 委員 西村 進一  
委員 近藤 明喜子 委員 新井 敏之  
委員 佐伯 昌彦 委員 濱地 慎一郎
- 1 欠席者 委員 山添 定明 委員 村上 広美
- 1 事務局 健康福祉部長 松川 順生  
健康福祉部次長兼保健センター所長 豊留 利永  
保険年金課長 高津 和憲  
同課長代理 高岡 裕一  
徴収対策課長 杉本 一也  
同主任 利根 祐佳里

開会 午後2時00分

○事務局

本日は、お忙しいところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私、保険年金課長の高津と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議の前に資料の確認をさせていただきます。本日の資料はお持ちでしょうか。ない方がおられましたら、連絡のほどお願いします。

おられませんか。

それではただ今から、令和年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたり、副市長からご挨拶を申し上げます。

○副市長

改めまして皆様こんにちは。

副市長の林でございます。本来でありましたら市長の東がこの場に参りまして皆様に一言ご挨拶申し上げるべきところでございますけれども、あいにく別件の公務がございまして、私が代わりにご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、本協議会の開催にあたりまして、お願いを申し上げましたところ、委員の皆様におかれましては、公私ご多忙の折にも関わりませず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

またこの度、皆様方には国民健康保険運営協議会委員協議会委員のご就任をお願いしましたところ、国民健康保険行政への深いご理解りよりご快諾をいただきましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本日の協議会では、平成30年度決算見込みのご説明をさせていただくこととしております。

本市では平成5年度以降、昨年度に続きまして、黒字をずっと計上しておりますけれども、国保制度の現状は高齢化の進展や被保険者の皆様の低所得者化、医療費の増加など構造的な課題を抱えておりまして、厳しい財政状況となっております。

平成30年度からは府が国民健康保険の財政運営の主体となりまして、持続可能な制度の構築を進めておりますけれども、今後とも国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を維持するため、収支両面にわたる対策に本市としましても、一層の努力を傾けていきたいと考えておる所存でございます。

市民の皆様が安心して暮らせるよう、委員の皆様方には、今後とも国民健康保険事業の運営に対しまして、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますけれども

も、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○事務局

どうも皆さんこんにちは。健康福祉部長の松川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、委員の皆様方には、本年3月末の委員の任期満了に伴いまして、今期の委員の就任をお願いいたしましたところ快くお引き受けいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は改正後の初めての協議会でございます。新しく委員となられた方もられますので、私の方から改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員紹介】

【事務局職員紹介】

以上で紹介の方を終わらせていただきます。

なお、副市長におきまして他の公務のためここで退席とさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(副市長退席)

○事務局

それでは議事に入らせていただきます。

現在、本協議会の会長副会長につきましては、本年3月末の任期満了に伴い、不在となっておりますので、議事進行につきましては、会長が選出されるまでの間は国民健康保険条例施行規則第3条第1項ただし書きの規定によりまして、公益を代表する委員のうち、年長の委員が議長を務めることとなっておりますので、小寺委員よろしく願いいたします。

○議長

議長を務めさせていただきます。議事進行につきまして、各委員さんのご協力よろしく願いしたいと思っております。

○議長

それでは事務局、本日の出席者数を報告願います。

○事務局

本日の出席数は12名です。従いまして、国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定により、本会議は成立しますことをご報告いたします。

なお、山添委員、村上委員におかれましては、所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

以上でございます。

○議長

はい。報告の通り本会議は成立いたしますので、早速議事に入らせていただきます。

まず、本日の会議録署名委員に、佐倉委員、野中委員、よろしくをお願いします。

それでは、案件1、会長及び副会長の選出を議題といたします。

それぞれの選出に当たりまして、事務局の方で説明をお願いしたいと思います。

○事務局

ただいまの議案、会長及び副会長の選出方法についてご説明いたします。

国民健康保険法施行令第5条第1項におきまして、会長は公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙することとなっています。また、副会長は同条第2項で会長に事故ある時の職務を代行するものとして、前項の規定に準じて選挙された委員と定められています。

従いまして本選出に当たりましては、公益を代表する4名の委員の中からお選びいただくこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

○議長

事務局から説明がございましたように、会長、副会長は公益を代表するこの4名の中から選ぶというところでございます。選出方法ですが、一つは投票による方法と選考委員による方法などがあるようでございますけれども、どのような方法で選出するか、皆様にお諮りさせていただきたいと思っております。

○A委員

前回と同じように、公益委員の皆さんで話し合いをされて、決めていただけたらいかがでしょうか。

○議長

公益代表委員での話し合いにより選出を、とご提案がございましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

(異議なしの声、あり)

○議長

では、公益代表委員での話し合いによって選出というご提案でご異議ないようでございますので、公益代表委員の協議による選出ということでお願いしたいと思います。

それでは、公益代表委員の皆様には、別室で協議をお願いいたしますので、暫時休憩とさせていただきます。

(公益代表委員 別室へ移動)

○議長

それでは、休憩を閉じて議事を再開させていただきます。

ただ今、別室で協議した結果、会長、副会長が選出されましたので、事務局から報告願います。

○事務局

それでは会長及び副会長の選考結果をご報告いたします。ご協議いただきました結果、会長に小寺委員、副会長に島委員と決しました。以上でございます。

○議長

事務局の方から報告ありましたとおり、会長に私、小寺。副会長に島委員と決定させていただきました。

ここで皆さんの拍手でもって、承認をお願いしたいと思います。

(拍手)

○議長

どうもありがとうございます。それでは、副会長、前の席へお願いいたします。

○会長

それでは会長就任に当たりまして改めて一言ご挨拶とさせていただきます。

私がこの協議会に参画したのが平成19年だったと思います。それ以来、務めさせていただいて、年長になってしまいました。別室でもお話したのですが、年上ということと、それからこの協議会の進行役ということでよろしければということでお受けさせていただきましたところでは。

先日、74歳の誕生日を迎えまして、定年があると思いますので、お手やわらかにお願いしたいと思います。

委員の皆さんと副会長さんの力を借りて務めさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○会長

副会長さんも一言。

○副会長

公益代表委員の中で選考していただきました島でございます。小寺会長を補佐して、努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

○会長

それではこれより会長として、引き続き会議を進めさせていただきます。議事進行につきましては皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは今日の案件の第2、平成30年度四條畷市国民健康保険特別会計決算見込みについて、を議

題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

○事務局

それでは平成30年度決算見込についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

私の方からは、保険年金課所管部分についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1 歳入歳出決算額見込でございます。まず歳入の主な項目につきましてご説明いたします。国民健康保険料11億5,548万8千円で、前年度比96.7%、約4,000万円の減でございます。これは、被保険者数の減少によるものでございます。

次に、府支出金は、43億7,449万1千円で、前年度比1,134.3%と大きく増加しております。これは制度改正後、大阪府が財政運営の主体となり、保険給付費については、大阪府から交付されることとなったためでございます。

次に、繰入金につきましては、5億9,811万3千円で、前年度比90.9%約6,000万円の減でございます。この要因としましては、これまで一般会計からの法定外繰入であった、減免保険料や特定健診費用の補填を削減したものでございます。

次に、繰越金は1億9,785万8千円で、対前年度比76.7%、約6,000万円の減でございます。

次に、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金は、項目を削除しておりますが、これらは保険給付費の財源となる歳入でしたが、制度改正により市に交付されなくなったものでございます。次の共同事業交付金も項目を削除いたしております。この共同事業は、市町村の保険給付費の急激な増加を緩和するため、府内の市町村が拠出金を出し合ってその費用をプールする事業でしたが、制度改正により大阪府が財政運営の主体となったため、廃止となったものでございます。

歳入合計は、63億4,815万4千円で、前年度比82.4%、約13億5,000万円の減でございます。この減少の主な要因としましては、先ほど説明いたしました、共同事業の廃止によるものでございます。

次に歳出につきましては、総務費は、1億547万2千円で、91.3%約1,000万円の減で、これは、29年度に、制度改正に係るシステム改正の費用が生じたことによるものでございます。

保険給付費につきましては42億2,908万3千円で、前年度比97%、約1億3,000万円の減となっています。要因としましては、被保険者の減少によるものでございます。

国民健康保険事業費納付金は、30年度からの費目で、徴収した保険料等を大阪府に納付するものでございます。



次に、保健事業費は、4,447万8千円で、前年度比108.8%、約360万円の増でございます。その要因としましては、受診者数の増加と受診勧奨に係る費用の増加でございます。

次に、基金積立金は、1億4,233万4千円で、30年度は前年度からの繰越金から国庫負担金等の精算による返還金等を除いた額を積み立てております。

次に、諸支出金は、6,257万5千円で、前年度比68.1%、約2,900万円の減となっております。その要因としましては、前年度に比べ国庫負担金等の精算に伴う返還金が減少したものでございます。

次に、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、ひとつ飛んで、介護納付費につきましては、今回の制度改正により廃止となったものでございます。老人保健拠出金は、老人保健制度の廃止によるものでございます。共同事業拠出金は、先ほど説明いたしましたとおり、共同事業の廃止によるものでございます。

歳出合計は、62億5,754万4千円で、前年度比83.4%、約12億5,000万円の減でございます。

歳入歳出差引額は、9,061万円の黒字で、単年度収支は、1億724万8千円のマイナスでございます。

次に、3ページをご覧ください。

被保険者数等の状況でございます。(1)世帯数及び被保険者数の表をご覧ください。平成30年度は前年度に比べ、世帯数で270世帯の減少、被保険者数で655人の減少でございます。その主な要因としましては、その下段、(2)被保険者数増減内訳の表で、後期高齢者医療制度への移行が639人となったことによるものでございます。

次に、加入状況につきましては、加入率が、世帯数で31.4%、被保険者数で22.1%、いずれも1ポイントあまり減少しています。

次に、4ページをご覧ください。

保険料の状況でございます。30年度の保険料率はご覧のとおりで、29年度に比べ、所得割が減少し、均等割、平等割は増加の傾向にあります。

次に、賦課限度額につきましては、前年度と同額で、限度額世帯数等はごらんのとおりです。

次に、5ページをご覧ください。

調定額の状況につきましては、1世帯当たり調定額は、14万4,971円で、前年度比98.91%と減少し、一人当たり調定額は、8万9,186円で、前年度比100.83%の増になっています。

次に、収納率の状況でございます。現年度分は、92.73%で前年度に比べ0.71ポイントの増となっております。滞納繰越分は、29.74%で、前年度比で3.29ポイントの増でございます。

次に、保険料の軽減の状況につきましては、件数は4860件で前年度比97.3% 136件の減少、金額は2億4,805万6千円で、99.3% 167万4千円の減となっております。

次に保険料減免の状況でございます。件数は、398件で前年度比74% 140件の減となっております。金額では、2,850万1千円で、前年度比66.2% 1,453万9千円の減となっております。これは、所得減少に係る減免が、件数で83件、金額で約1,000万円減少したことが、主な要因でございます。

次に、6ページをご覧ください。

給付の状況でございます。ご覧のとおり費用額は食事療養を除き減少しておりますが、一人当たり費用額は2.2%の増加となっております。その他給付費の状況は、ご覧のとおりでございます。

次に、7ページをご覧ください。

保健事業の状況でございます。特定健診の受診率は、33.9%、前年度比で1.9ポイントの増となっております。受診勧奨としまして、受診勧奨チラシの送付、未受診者への電話勧奨、受診勧奨ハガキの送付を行ないました。特定保健指導の実施率につきましては、6.0%でございますが、最長6か月の指導期間がありますので、まだ増加する見込でございます。次ページをお願いします。特定保健指導の未利用者対策として、未利用者への電話勧奨、イベント型健康教室を利用した勧奨、集団健診時における保健指導への勧奨、健診結果の説明会を利用した勧奨を行ないました。

次に、若年健康診査事業、人間ドック、脳ドック助成事業につきましては、記載のとおりでございます。以上、簡単ではございますが、保険年金課所管部分について説明させていただきました。

続きまして、徴収対策課より説明させていただきます。

#### ○事務局

続きまして、国民健康保険事業決算報告のうち、徴収対策課取扱い分についてご説明いたします。

参考資料の10ページをお開き願います。

徴収対策課は平成22年度より、市税、国保料、後期医療保険料の徴収業務を行う部署として設置され、平成30年度からは保育料の徴収業務についても移管されております。

では、平成30年度国民健康保険料の徴収業務における状況をご報告いたします。まず、(1)国民健康保険料の未収入額の状況について、です。平成30年度国民健康保険料取り扱い額は、現年度分、こちらは平成30年度督促状の送付対象累計額で1億8,604万3千円、滞納繰越分で3億1

38万3千円の合計4億8,742万6千円となり、この額に対して納付催告等、滞納整理を実施しました。

ちなみに、収入済額についてですが、平成30年度分で1億340万1千円、滞納繰越分で8,905万円となり、不納欠損額4,015万8千円を差し引くと令和元年度への滞納繰越額は、2億5,481万7千円となりました。

続きまして、(2) 現年度徴収について、です。まる①督促状の送付、まる②電話催告、まる③納付書等投函業務、まる④休日納付相談 を実施しました。まる①からまる③の実績については、後ほどご説明いたします。まる④の休日納付相談ですが、平日に来庁できない方に対して平成30年度中に8回の休日納付相談を実施し、相談件数202件のうち、国民健康保険料については、88件の納付相談を行いました。

(3) 滞納処分の実施についてです。財産調査のうえ納付資力があると判断した案件については、差押え等の滞納処分を実施いたしました。この滞納処分実績につきましては隣11ページの(7)に記載させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。(4) 大阪府域地方税徴収機構については、実績を含めて後ほどご説明いたします。

(5) 督促状送付件数、かっこ(6) 督促手数料及び延滞金の収納状況について、です。納期限を過ぎた未納者に対して国民健康保険条例に基づく督促状の送付を行いました。督促状送付件数は年々減少しておりますが、延滞金は602万円増額となっております。こちらは、後ほどご説明いたします大阪府域地方税徴収機構で高額案件の滞納整理を行ったため、また、市においても延滞金を含めた納付催告・滞納整理を行った結果と思われます。

では、11ページをご覧ください

(7) は、財産差押状況を、かっこ(8) では強制競売や破産などによる交付要求の実績を記載しております。

(9) は公売の実績になりますが、平成30年度は実施件数が0件でした。なお、今年度についてはインターネット公売に向けて、現在準備を進めております。

続きまして、12ページをご覧ください。

(10) は、電話催告に関する実績を記載しております。昨年度に引き続き、市税等コールセンターを平成30年8月から平成31年3月までの8か月、早期接触及び納付勧奨を目的として実施しました。30年度から国保料のみの対象件数を出せるよう集計方法を変更した結果、対象者延べ2,904件 金額1億4,220万9千円に対して、述べ2,909件の架電を実施し、396件637万1千円の納付実績を得られました。

(11) 納付書等投函業務員実績について、です。こちら昨年にも引き続き、平成30年10月から平成31年3月までの6か月実施いたしました。市税等納付書投函業務員による、納付案内業務を行い、市税を含め述べ1,953件の訪問を行い、国民健康保険料の納付件数は352件392万円の実績となりました。

最後に、(12) 大阪府域地方税徴収機構について、です。

(12) の表のご説明の前に、まず徴収機構について、ご説明いたします。大阪府域地方税徴収機構とは、大阪府内の市と町が市税滞納額の縮減を図るため、平成27年に発足した組織で、現時点で府内43市町のうち、35市町が大阪府と共同で市税の徴収にあたっております。当市からも初年度から職員一人を派遣しております。徴収機構は、市税の滞納整理を行う組織ですが、市税と併せて滞納となっている保険料についても移管が可能のため、国保料を名寄せし、滞納整理にあたっております。徹底した財産調査と差押えを中心とした滞納整理を行う組織のため、長期間に渡る分納は認めず、延滞金を含めた完納が基本となります。

では、(12) の表についてご説明いたします。市税と併せて表を作成しており、見にくくなり申し訳ありません。30年度をご覧ください。左端の引継予告書の欄ですが、対象者114件 国保料滞納額3,199万4千円に引継予告書を送付しております。「引継予告書」とは、徴収機構に移管する前に、「このままでは、徴収機構に引継がれますので、期日までに完納してください」との内容で送付した文書です。送付した114件のうち、4件は完納、1件は府外へ転出となったため、残り109件と前年度からの延長事案26件、合計135件を徴収機構に移管しました。引継事案国保料額の5,324万6千円とは、引継案件の最終調定額(平成31年2月現在の調定額)となります。そのうち、1,991万4千円は前年度からの延長事案分の額です。最終実績として、完結件数52件、そのうち40件が完納。12件が執行停止により完結となり、国保料収納額は3,699万1千円で、そのうち151万5千円は差押えによる取立額となります。ちなみに国保料収納率は69.47%となります。来年度からは見易くなるよう表の形式を変更いたします。

以上をもちまして、簡単ではございますが、平成30年度の徴収対策課分の実績報告とさせていただきます。なお、令和元年度も引き続き、滞納保険料未収入額の縮減と納期内納付者との公平性の確保に努め、国民健康保険事業の適正運営に徴収の面から寄与して参りたいと考えております。

○会長

これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方どうぞ挙手をお願いしたいと思います。

はい委員をお願いします。

○B委員

それではちょっと質問させていただきます。

いつも質問している件ですが、この資料の2ページの歳出、基金積立金が平成29年度で1億6,977万4,000円、それから平成30年度で1億4,233万4,000円が積み立てられています。これ足すと3億ほどになります。それから、以前から基金としては確か1億5,000万ほどあったと思いますので、合計すると4億を超える金額が現在残高としてあるのではないかと思います。一番心配しているのは、今は制度の移行時期で、平成30年度から35年度までの6年間は、保険料の激変緩和に使うために基金の繰入れで調整してもよいという話を聞いています。ここで基金というのは、黒字が出てその分を積立ているということです。何かと言えば、医療費が少なかったか、或いは保険料が高過ぎたのか。黒字になる方がいいのですが、本来、この黒字分は保険料の引き下げに使うべきではないかと思っています。その方法をどういうふうに工夫されているのか？平成31年度の当初予算では約1,200万円を激変緩和措置として、基金から繰り入れして保険料の引き下げの措置をされていますが、その金額ではいかにも少な過ぎると思います。もう31年度予算は終わっていますので、基金を何か精算するのであれば、あと4年。例えば、来年から1億円ずつでも繰り入れしてもいいのではと思います。ただ1億円入れると、保険料は急に下がりますが、次に上がる時には急に上がります。それが心配なのはありますが、基金は保険料の余った分なので、還元していくというシステムを、作るべきではないかと思っています。その辺の工夫をどうされるのか？今のその1,000万2000万足らずのやり方もありますが、それがずっと10年15年もね、そういう形で繰り入れてって、あんまり高く上がらないようにするというのであればいいと思います。ただ、令和6年度からできないのであれば、今後も基金は増えていき、貯めるだけになると思います。そうすると最後は一般会計でからの繰り入れ部分があるので、黒字分は一般会計へ戻すような話になりかねないのではと思います。しかし、明らかに保険料を取ったことによる黒字分なので、被保険者に還元するというのを、どう工夫されているのか？どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

はい。この基金の活用につきましては基本的には財政的に不足が生じた場合の補填という形で、いわば貯金として持っているという性質のものでございます。

今懸念されています、一般会計へ取られるのではないかというお話ですが、以前は一般会計から法定外の繰り入れという形で入っていた部分もあったのですが、現在はもう法定分、国から定められた

部分についてのみ、繰り入れをするというルールの上で、行っておりますので、国保サイドとすれば、一般会計から何を言われても、その件については、もともと保険料等が原資ですので、お返しすることにはならないと考えています。その基金につきましては基金条例に基づきまして運営をしておりますので、この基金の取り崩しにつきましては、この国保財政の健全な運営のためという目的のためには取り崩すことができるということになっておりますので、今おっしゃっている一般会計へ取り崩すというのはこの条例の趣旨から外れてくると考えております。

増えてきたこの基金についてですが、保険料の引き下げに使うというのも、30年度において条例改正を行いまして、その用途を若干柔軟にできるようにということを変えたところでございます。それによって今回元年度におきまして、約1200万円の基金を取り崩すということになったわけでございます。ただこれを保険料としてどんどんその引き下げのために使っていけば、最終的にこの令和6年度には取り崩しをして保険料を引き下げることができるというのがルール上できなくなるということですので、令和6年度に向けていかに急激に上がったり下がったりしないように調整していくかという、その調整の財源としてこの基金を使っていきたいと考えておりますので、ソフトランディングをいかにしていくかという、そういった財源に使っていこうと考えております。それともう一つは今のところ全く構想はありませんが、使える用途としましては、市国保が独自で行う保健事業、府が示す基準以外の保健事業なんかを始める際に使っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○会長

B委員いかがですか、はいどうぞ。

○B委員

言っているのは、5億円という基金が多過ぎることです。保健事業がどうこうではなく、保険料引き下げに全部使ってもいいわけですよ、例えば3年間でも。ただ、被保険者の方には3年間限定だということでちゃんと示して。保険料は下がる、その代わり3年後にはどんどん上がる事さえちゃんと伝えれば一番いい方法かなと思います。そうでないと残ったものは、貯金でずっと残っているだけになります。今の一般会計どうのこうのは極論の話ですけども、ほんとうに貯金だけの形になってしまう。基金は何かあったときに使うためにあるので、有効に使わないと意味がないと思います。あるだけというのはただ貯金しているだけで銀行が喜ぶだけです。ただ、市の内部で、そのお金を借りることができるので、銀行に借りなくてもこの基金の中から借りることができて利息が少なく済むというような方法はありますが、それに使うために溜めておくのはおかしいと思います。基金というのは何かのために保有しているの、他の用途がなければ、もう使うべきだと思います。今言っ

ている保険料の引き下げにもう4年後には使えなくなるから、それならできる間に何とかしておけばもう極端に減ってもかまわないと思います。保険料毎年下げてね、これは何年間限定ということを被保険者の方に理解しといて頂いたらいいと思います。

それで次になくなって心配事はまずないと思います。今までのやり方から言うと、よっぽど失敗がない限りね。例えば1億ずつでも入れても問題ないと思うのですよ。そんなこと考えてくれたら、それはもうお任せしますけれども、そんな金がどんどんたまって今年も9,000万っていう黒字出ていますのでね。もう一つはこれから話とは逆になるのですけれども、一般会計の場合、黒字が出るとその半分以上は積み立てなければならぬと法律上そうなっているのですよ。本市の場合、これ多分半分どころか実質を積み立ててくれたのかな、今日説明していただいたものと、29年度の決算の1億9700何がしかの黒字分については、返還金とかそういう精算も除いた1億4200万何ぼ積み立てたと仰ってましたので。その前の分も実はこれ28年度2億5000ぐらいあったのですかね黒字がね、そのうちの1億6900万29年積んでありますのでね、そういうルールからいくと31年度はこの9000万に近い額を積み立てるようになるのかなと勝手に思っているんですよ。そうすると、今までもともとあった1億5000からね、5億以上の貯金が貯まっているという形になろうかと思うのです。その使い方についてはね、今事務局から説明あったのではちょっと弱いかなと思います。これは僕の意見ですので、あとはよく考えてやっていただいたらと思いますけども、使われへんからほっとくなんていうような形になってもらうと一番具合が悪いかなと思います。それで結構です。あとは考えて運用していただいたらと思います。

あともう一つですね、次の部分ですけども。5ページですけども。

先ほど事務局の方から説明あったのでは保険料の減免の状況ということで、気になったのは大幅に減免額件数等も減っているのでは何でかなあ、制度改正があったから減ったのかなという思いで聞かせてもらったのですが、説明では所得が減ったことよっての減免がたくさんあった、それが1000万ぐらいあったので、こういう大きな減になったということだったのですが、単純にそういうことなのか、或いは制度改正の何かが影響しているのか、今までの減免制度から変えられてそういうことがあったんかその辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

はい。先ほどご説明いたしましたその所得減少を理由とする減免ということですが、さきほど申しましたように、前年度比べて83件約1000万円の減少ということで、ただその減少の理由が何かついで

うこととなりますと、まず制度改正に伴って今回、所得の減少率の最低限を20%から30%に引き上げました。その分の差が生じております。それと、全体的にも減少傾向がありますので、世帯数の減少によるものとも考えられるのですが、いずれも決定打となるような状況ではないと考えておりますので、これらいろんな状況が集まって複合的になったものと考えております。

○会長

はい、B委員。

○B委員

制度改正も少なからずからず影響したという感じを受けました。それで結構です。それでもう一つちょっと返りますけど4ページの保険料率の状況ということで、(1)なんですけども、28年度所得割率8.06とか出ていますけれどこの所得割率というのが、医療分と支援金分と介護分ということで、これを三つとも足していくと、所得があった方に対する保険料率を全部足したものをかけたものが保険料ということになってくるのですが、それがこれで見させてもらおうと平成30年度は今までもどうも増傾向にずっとあったのですが、初めて減っているのです。平成30年度がね、これは均等割が増えたりとかいうことはあっても、ここがやっぱり大きなところなので、これが減るのはありがたいことなのかなと思います。平成30年度が減っているのは喜ばしいことなのですが、31年度はどうなんですかっていうことをちょっとお聞きしたいです。

○会長

はい。事務局お願いします。

○事務局

はい、31年度につきましては、医療分の所得割で8.24。それと、均等割が2万6831円、平等割が2万1790円、あと後期支援分につきましては、所得割が2.88%、均等割額9360円、平等割が7602円。介護につきましては、所得割が2.78%、均等割が1万7892円。ということで、今回、所得割の部分については、横ばいぐらいです、ざっくりと言えば。均等割と平等割につきましては、ちょっと上がっているという傾向がございます。これにつきましては、令和6年度での統一基準の際には、概ね所得割と均等割平等割の割合が、所得割を低く設定しているということがありまして、それに合わせていくべく、元年度の保険料につきましては、今まで50対50であったのを、49対51に変えたというところがございます。均等割平等割が、少し上がってきているという状況でございます。

○会長

B委員、よろしいですか。

○B委員



はい。結構です。5ページの収納率。(4)の収納率の状況ですけども、これについては徴収対策課になるのかなと思いますけども、現年分にプラスして滞繰分ももうずっと増えています。徴収率上がっています。対前年度比で現年分が0.71滞繰で3.29増えているって、トータルで2.42ですけども、増えている状況にあります。現年の92.73っていうのはもう僕なんかにとったらもう驚くような高い数字です。これは被保険者の方の協力なのかいやもちろん保険の職員の努力の結果だと思うんですけどね、すぐ高い率だと思います。それから、滞繰分についても徴収が頑張ってくれているだと思いますけども、ずっと増える傾向にありますのでね、よく頑張っていたらという感じをしています。それとですね、徴収対策課の件でお聞きしたいのですが、10ページになります。先ほど説明もあったのですが、下の方の(6)督促手数料及び延滞金の収納状況ということで、延滞金が去年に比べて600万から増えているということで、延滞金が増えるちゅうのが僕にとっては不思議やなあ、大きい額が増えてなんていうのが思いなのです。何かあったのかなっていうのは去年も聞きましたが、去年よりさらに増えているんです実はね、何ですか。

○会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

では徴収対策課から回答します。大きい理由としましては大阪府域地方税徴収機構で高額案件の滞納整理を行ったため、そちらが大きいのかなということにはなります。市においても、延滞金を含めた納付催告滞納整理を行っておりますので、それに合わせての結果かなあとは思っております。徴収機構での国民健康保険料の延滞金の収納が560万ほど上がっておりますので、その分602万増加になってるんですけども、機構での取り扱いが560万ほど上がりましたもので、ほぼこちらの機構での増額に合うのかなと思っております。

○会長

はい、B委員。

○B委員

ありがとうございます。僕聞いたかったの徴収機構の内容も詳しく説明いただきましてありがとうございます。よう取り組んでくれてはんねんということまでびっくりしてるんですけど。なんでですか。何でこない上がってるんですか、それちょっとこんな疑問に思ったらあかんですけど、何ですか？

○事務局

延滞金の率っていうのは最近の率で26年度からは率が下がってるんですけど、やっぱり徴収比率が何

でこの庁舎ですか。徴収率ですか。そうですね。

差し押さえを中心としたところかなと思われるんですけども、徹底した財産調査は行っておりまして、それに係る財産判明時には必ずの差し押さえが実行しておるといふところだと思ふんですけども、そうですね。そしてまたちょうど平成22年から徴収対策ができてから10年近くなる中で徴収対策課という名前もちょっと外に出てきて、あそこに行く怖いなみたいなところはあるかと思ふますので、徴収対策課で扱う中での取り組みかなとはちょっと思ふております。

○会長

はい、B委員。

○B委員

びっくりしてません自分らでも僕が現職やった時よりあきらかに高いからね。ここ考えられんぐらいすごい数字での、何をしてるか、聞いたらあまりかわらんように思ふんだけども、そやろ。ほんで、確かに機構には振ってるのはあるで、あるけども別に取り組んでる対策ちゅうのは変わらんのに、ということはお保険者がやな。偉い真面目になってくれはったんかなというなんでかなと思ふて、何かあるんやったら教えて欲しいと思ふだけで、よう頑張ってください。

○会長

先ほどの基金積立金の話ですが、保険年金課で采配できる話ですか？どこかに相談するとか？

○事務局

はい、保険年金課で決定いたします。

○会長

わかりました。

他に質問のある方は？はい、C委員、どうぞ。

○C委員

不納欠損とか、すでに、それすることで、数字が上がっていくこともあると思ふんですけど。

不納欠損の額とかっていうのはどうなっているのかっていうのをちょっとお聞きしたいな。

○事務局

お待ちください。はい。お待たせしました。

不納欠損額は はい。4015万8000円となります。不納欠損額の中には執行停止を行って不納欠損に至るっていうものがほぼほぼになっておりますので、停止した後に、不納欠損になるというものであつてます。83%については、停止を行つた後に時効迎えるという形になりましてそういうふうな欠損に至つておりますんで、約14%については、停止処理も行わずに不納欠損に至つてるものがございます

ので、この14%不納欠損されずに、停止を迎え不納欠損執行停止を行わずに、不納欠損決算になって  
るものの縮減を今後し徴収対策では目指しておるところでございます。

○会長

はい、C委員。

○C委員

どうぞ。いいですか。そして額自体は増えていってる不納欠損額自体は年々増えていって  
減っていったのかちょっとそこを聞いたか。

○事務局

えーとですね。はい。不納欠損額29年度につきましては、4478万9000円で今回が4千。15万8000円  
ですので、ちょっと若干減ってはおりますね。28年度につきましては2800万円でしたので、そこ  
からまずちょっと多くはなっていますけれども。額としてははいこの計にはなります。はい。

○会長

C委員、よろしいでしょうか。

○C委員

はい。

○会長

他に質問のある方はいらっしゃいますか？

ございませんでしょうか。

それじゃ意見も出尽くしたようでございますので、案件に平成30年度四條畷市国民健康保険特別  
会計決算見込みにつきましては、以上でお話いただきたいと思えます。

次に案件その他とありますけれども事務局何かございますか。

○事務局

はい。案件ということでございませぬが、この場をお借りいたしまして、市のちょっとPRをさせ  
ていただきたいと存じます。ちょっと資料配らさせていただきます…。

ただいまお配りいたしました袋をにつきましては、本市は来年7月で市制施行50周年を迎えること  
になります。それで、その袋の中身はそのPRのものでございます。

市では今後多くのイベントなどを予定しておりますので、ご参加或いはご協力のほどをよろしく  
お願いいたします。ちょっと荷物になりますが、お持ち帰りください。はい。以上でございます。

○会長

これで本日の案件すべて終了いたしました。委員の皆さんには暑い中、長時間にわたりまして慎重

にご審議いただきましてありがとうございます。

D委員、どうぞ。

○D委員

ちょっと聞きそびれてしまったのですが1一つ質問よろしいですかね。

ちょっと健保関連ではジェネリックにちょっと力入れているのですが、ジェネリック医薬品の使用率っていうか転換率みたいなことはカウントされているのですか。

今ちょっとこの資料とは全然違うところでやられているのかなと思っていたのですが、

よろしくをお願いします。

○会長

事務局、対応できますか。

○事務局

はい。そこまで手元にちょっと資料の方がございませんが、ジェネリックの対策としましては、保険証を送る際に合わせてジェネリック希望カードを同封させていただいている。あとジェネリックの差額通知、今先発医薬品を使っている方に対して、ジェネリック、後発医薬品を使うとこれだけ安くなりますよ、そういった通知を送付していると状況でございます。概ね60%台ぐらいが転換されているかという状況でございます。

○D委員

ありがとうございます。60%と言うと、ちょっと余裕あるかなっていいいますか、あると思います。なにか目標値の有無を定められているのですか。

○事務局

この数字は、連合会で発表する数字が一つとジェネリックの通知を出す際に、前後比較する時に把握する数字の二通りがあるのですが、その数字にちょっと乖離がありまして、ジェネリックの通知を出した際の数字ですと、70%ぐらいの数字にはなってくるのですが、公式に出るのは連合会の数字で60何%っていう数字で、公表するのであればその数字かなっていうところでございます。おっしゃっている目標値につきましては、特にこれっていう形での数値決定はしてございません。

○D委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

失礼しました、D委員さん。

○D委員

よろしいですよ。ありがとうございます。

○会長

はい。じゃあこれで会議を閉会したいと思いますけれども、まだ残暑が厳しいように伝えられていますので、どうぞお体には十分ご自愛いただきまして、元気に生活してください。以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後3時20分